

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第 8 号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県企業局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第 8 条の 2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（ 2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）<u>第19条</u>の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（その他）</p> <p>第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この<u>企業管理規程</u>は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県企業局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第 8 条の 2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。</u>）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）<u>第 9 条</u>の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（その他）</p> <p>第18条 この<u>企業管理規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>

附 則

この規程は、平成19年 8 月 1 日から施行する。